

第4 支援を必要とする妊産婦等の支援に向けた取組

1 現行計画の達成見込み・要因分析等

- ・ 本項は、『都道府県社会的養育推進計画』の策定について（令和6年3月12日付けこ支家第125号こども家庭庁支援局長通知）に基づき新たに追加したため、現行計画に記載がありません。

2 地域の現状

- ・ 令和4年改正児童福祉法において、生活に困難を抱える特定妊婦等に一時的な住まいや食事の提供、養育等に係る情報提供や医療機関等との連携を行う妊産婦等生活援助事業が創設されるとともに、都道府県が体制整備や支援を必要とする特定妊婦等への利用勧奨等を通じて着実に支援を届けていくこととされました。
- ・ 本県では、従前より、全てのこどもが健やかな出生を迎えられるよう、産科医療機関をはじめとした関係機関間における密な情報共有等により特定妊婦等を早期に発見し、医療・保健・福祉・教育などのサービスを切れ目なく提供する体制の構築に努めてきました。
- ・ 平成13年度から、県医師会（産婦人科医会、小児科医会）と市町村（主に母子保健担当課）が情報共有を図り、産婦人科医と小児科医の連携のもと、妊産婦に対して小児科医が育児に関する保健指導を行う機会を提供するとともに、出産前からこどものかかりつけの小児科医を確保し産後の育児不安を解消することを目的に、育児等保健指導事業（ペリネイタル・ビジット）を実施しています。また、平成20年度からは、妊娠期から乳幼児期までの各ライフステージにおける医療や保健福祉サービス等を体系的に整理するとともに、妊娠届出時から支援が必要な妊婦等を早期に発見し、関係機関が連携して必要なサービス等を提供する仕組み（ヘルシースタートおおいた）を構築しました。
- ・ 例月開催のペリネイタル・ビジット及びヘルシースタートおおいた合同専門部会において、産婦人科医会、小児科医会、精神病院協会、助産師会、児童相談所、保健所、市町村など幅広い関係者が出席し、ハイリスク症例の事例検討や地域における母子保健・育児支援システムの課題解決のための議論等を行っています。当該取組を通じて、里帰り出産などの市町村域を超えるケースの支援が強化されるとともに、行政による早期支援が可能となっており、妊産婦からは、「不安の軽減に繋がった」「出産前にかかりつけ医を決めていた方が出産後、こどもが病気になった時などに慌てずにすむ」などの声が寄せられています。
- ・ 平成28年度には、産科医療機関において精神的リスクを持つ妊婦を早期に発見し、医療機関（産科・小児科・精神科）と行政の連携により安定した状況に保つための支援システム（大分トライアル）を構築しました。
- ・ 平成30年度からは、特定妊婦等への支援体制を更に強化し、虐待等の発生予防につなげることを目的に、妊産婦等生活援助事業（旧産前・産後母子支援事業）を実施しています。当該事業では、緊急的

に支援が必要となった特定妊婦等に対して、委託先である母子生活支援施設へ必要な期間（おおむね1か月間）の入所により、出産前後の食事や身の回りのお世話などの生活支援を行うほか、出生届等の行政手続き、産後の養育に向けた支援や必要に応じて養子縁組制度の紹介等を行っています。利用状況について、令和4年度は4ケース、5年度は3ケースとなっています。

- ・ また、保健上必要にも関わらず、経済的な理由により入院助産を受けることができない妊婦に対して、市福祉事務所等が助産施設への入所措置を行っています。助産施設は、県の認可施設が1か所、国の通知に基づき助産施設と同様の取扱いとする施設が1か所の計2か所設置されています。
- ・ 特定妊婦等に対する支援については、母子保健事業を実施している市町村における役割が特に重要です。各市町村の要保護児童対策地域協議会（以下「要対協」という。）では、例月の実務者会議において、参画機関間で特定妊婦等に対する支援状況の確認、援助方針の見直しや役割分担の確認などを行い、適宜開催される個別ケース検討会議では、関係機関が対応している事例の危険度や緊急度の判断、当面の具体的な支援の内容等について検討を行っています。
- ・ なお、妊産婦のための相談窓口として「おおいた妊娠ヘルプセンター」（県助産師会、平成24年度）を設置しており、思いがけない妊娠の悩みや妊娠中の養育不安などの相談に専任の助産師が対応しています。特に、特定妊婦を把握した場合は、医療機関等への同行支援を行うとともに、初回産科受診料に対する助成を行うなど、関係施設等へ確実につなぐ体制を整備しています。相談件数は、令和4年度は552件、5年度は416件となっています。

(1) 資源の必要量等

- ・ 妊産婦等生活援助事業については、複数箇所での実施による居室の更なる確保等の利点も考えられますが、現状、満床により利用を断る事例等がないほか、利用の前段階で要対協やペリネイタル・ビジット等による育児等に係る保健指導の充実が図られていることを前提に、1か所を資源の必要量等とします。
- ・ 助産施設については、2か所を資源の必要量等とします。
- ・ 特定妊婦等への支援に係る職員等に対する研修については、実際のケース対応や制度理解、地域資源の現状等を理解するために実施することを資源の必要量等とします。
- ・ ペリネイタル・ビジットやヘルシースタートおおいた、大分トライアル、おおいた妊娠ヘルプセンター等の取組については、特定妊婦等に関する情報を関係機関で共有し、支援につなげるために重要な役割を担っているため、継続的な実施を資源の必要量等とします。
- ・ 特定妊婦等の状況によっては、里帰り出産や転居などにより県内市町村を跨ぐ事案等もあるため、各市町村の要対協の仕組みを活用した医療機関と市町村及び児童相談所との情報共有の体制構築を資源の必要量とします。

(2) 現在の整備・取組状況等

- ・ 妊産婦等生活援助事業については、母子生活支援施設が実施しています。
- ・ 助産施設については、2か所で運営しています。
- ・ 特定妊婦等への支援に関係する職員等に対する研修については、市町村の母子保健担当職員と児童相談所職員を対象に、母子保健の役割と保健機関との連携等をテーマに、相互の連携強化を図るため研修会を実施しています。
- ・ ペリネイタル・ビジットについては、児童相談所など特定妊婦等の支援に関わる関係機関の職員が、例月の合同専門部会等へ参加し事例の情報共有等を行っているほか、ヘルシースタートおおいた及び大分トライアルは身体的・精神的・社会的なリスクを持つ妊産婦の早期発見を、おおいた妊娠ヘルプセンターは妊産婦等からの相談対応を行っています。
- ・ さらに、県内市町村を跨ぐ事案等に対応できるよう、医療機関と市町村要対協との円滑な情報共有のために、県要対協に県内の産婦人科及び小児科が参画しています。

(3) 整備すべき見込量等

- ・ 妊産婦等生活援助事業については、母子生活支援施設での継続実施が整備すべき見込量となります。
- ・ 助産施設については、2か所での継続運営が整備すべき見込量となります。
- ・ 特定妊婦等への支援に関係する職員等に対する研修については、継続実施が整備すべき見込量となります。
- ・ ペリネイタル・ビジット、ヘルシースタートおおいた、大分トライアル及びおおいた妊娠ヘルプセンターの各取組については、継続実施が整備すべき見込量等となります。
- ・ 医療機関（産婦人科・小児科）の県要対協への参画促進が整備すべき見込みとなります。

3 整備・取組方針等

- ・ 妊産婦等生活援助事業については、事業の実施状況を市町村要対協等で紹介するなど、市町村に対する情報共有を徹底し利活用を推進します。また、産後の養育が困難な状況にある特定妊婦等に対して、パーマネンシー保障の理念に基づき特別養子縁組²⁹のあっせんを行う場合等については、養子縁組里親に特化した支援機関（乳児院）による当該事業の実施を検討します。
- ・ 助産施設については、市福祉事務所等による措置状況に応じて制度に基づく費用負担等を実施します。
- ・ 特定妊婦等への支援に関する職員等に対する研修については、新任の市町村保健師等へ参加を促すとともに、医療機関等の協力を得て内容の充実に努めます。

²⁹ こどもの福祉の増進を図ることを目的に、養子となるこどもの実親（生みの親）との法的な親子関係を解消し、実の子と同じ親子関係を結ぶ制度。

- ・ ペリネイタル・ビジット、ヘルシースタートおおいた、大分トライアル及びおおいた妊娠ヘルプセンターの各取組を通じて、医療機関（産婦人科・小児科・精神科）や市町村及び児童相談所など関係機関との情報共有を密に行い、メンタルヘルスの悪化などに対処し、全ての妊産婦に対してよりよい養育環境を整備するため更なる連携強化を図ります³⁰。さらに、要支援例等の事例検討を行うペリネイタル・ビジット専門部会は、児童相談所児童福祉司や市町村保健師などの関係者が専門医の見解を仰ぐことができる貴重な機会であるため、積極的な活用に努めます。
- ・ 新たな医療機関（産婦人科・小児科）が開院となった場合は、要対協の制度趣旨等について説明を行い、県医師会（産婦人科医会、小児科医会）の協力を得て、県要対協への参画を促します。

4 評価のための指標

項目		現在の整備・取組状況等【基準値】		資源の必要量等【目標値】	整備すべき見込量等 (下段:定量的な整備目標)				
		R5	R6見込		R11	R7	R8	R9	R10
妊産婦等生活援助事業の実施事業所数	事業所数 (か所)	(1) 前身事業	1	1	-				
					-	-	-	-	-
助産施設の設置数	設置数 (か所)	2	2	2	-				
					-	-	-	-	-
特定妊婦等への支援に係る職員等に対する研修の実施回数、受講者数	実施回数 (回) 受講者数 (人)	1 40	1 40	1 40	-				
					-	-	-	-	-
特定妊婦等を支援するための取組(ペリネイタル・ビジット、ヘルシースタートおおいた、大分トライアル、おおいた妊娠ヘルプセンター)の継続実施	実施有無	有	有	有	-				
大分県要保護児童対策地域協議会への新規開院医療機関(産婦人科・小児科)の参画割合	割合(%)	100	100	100	-				

※各項目、年度末時点

³⁰ いわゆる「ポピュレーションアプローチ」として、集団全体に対して働きかけを行うことで、集団全体のリスクを減らそうとする考え方。